

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	小児慢性特定疾病医療費の支給又は小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、小児慢性特定疾病医療費の支給又は小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福岡県知事

## 公表日

令和6年1月16日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費の支給又は小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施に関する事務
②事務の概要	児童福祉法の規定に基づき、国の定める小児慢性特定疾病の患者に対し、医療費の助成を行っている。児童福祉法の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 医療費の支給認定、2 変更申請の認定、3 小児慢性特定疾病要支援者の証明
③システムの名称	公費負担医療情報管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 別表第一 第7の項</li> <li>● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第7条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 別表第二 第9の項</li> <li>● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 第8条</li> <li>● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 第19条第9号</li> </ul> (情報提供の根拠) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 別表第二 第26の項、第56の項の2、第87の項、第120の項</li> <li>● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 第19条、第30条、第44条、第59条の3</li> <li>● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 第19条第9号</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療介護部がん感染症疾病対策課
②所属長の役職名	保健医療介護部がん感染症疾病対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福岡県総務部県民情報広報課情報公開係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3104
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課難病等助成係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092-643-3267

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 関連情報/3.個人番号の利用/法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条第2号・第3号	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 別表第一 第7の項</li> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第7条</li> </ul>	事前	
平成28年12月27日	I 関連情報/4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 9の項 番号法別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条各号 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 26、56の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ニ・第2号～第5号、第44条第1号ニ・第2号～第5号	(情報照会の根拠) <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 別表第二 第9の項</li> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8条</li> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第19条第8号</li> </ul> (情報提供の根拠) <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 別表第二 第26の項、第56の項の2、第87の項</li> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条、第44条</li> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第19条第8号</li> </ul>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月17日	I 関連情報/4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 別表第二 第9の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8条 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第19条第8号 (情報提供の根拠) ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 別表第二 第26の項、第56の項の2、第87の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条、第44条 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第19条第8号	(情報照会の根拠) ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 別表第二 第9の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8条 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第19条第8号 (情報提供の根拠) ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 別表第二 第26の項、第56の項の2、第87の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条、第30条、第44条 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第19条第8号	事後	
平成30年1月17日	I 関連情報/5.評価実施機関における担当部署/①部署	保健医療介護部健康増進課	保健医療介護部がん感染症疾病対策課	事後	
平成30年1月17日	I 関連情報/5.評価実施機関における担当部署/②所属長	保健医療介護部健康増進課長 岩本 治也	保健医療介護部がん感染症疾病対策課長 福田 邦裕	事後	
平成30年1月17日	I 関連情報/8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福岡県保健医療介護部健康増進課母子保健係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号電話番号 092-643-3307	福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課難病対策係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092-643-3267	事後	
平成30年1月17日	II しきい値判断項目/1.対象人数/評価対象の事務の対象人数は何人か/いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年12月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月17日	II しきい値判断項目/1.対象人数/特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か/いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成29年12月1日時点	事後	
平成31年3月26日	I 関連情報/5.評価実施機関における担当部署/②所属長の役職名	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課長 福田 邦裕	保健医療介護部がん感染症疾病対策課長	事後	新様式への変更
平成31年3月26日	I 関連情報/8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課難病対策係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092-643-3267	福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課がん・疾病対策係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092-643-3317	事後	
平成31年3月26日	IVリスク対策			事後	新様式への変更
令和2年2月14日	II しきい値判断項目/1.対象人数/評価対象の事務の対象人数は何らか/いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和2年2月14日	II しきい値判断項目/2.取扱人数/特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か/いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和3年3月8日	I 関連情報/8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課がん・疾病対策係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092-643-3317	福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課難病等助成係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092-643-3267	事後	
令和3年3月8日	II しきい値判断項目/1.対象人数/評価対象の事務の対象人数は何らか/いつ時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年3月8日	II しきい値判断項目/2.取扱人数/特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か/いつ時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	I 関連情報/4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 別表第二 第9の項</li> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8条</li> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第19条第8号</li> </ul> <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 別表第二 第26の項、第56の項の2、第87の項</li> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条 第30条 第44条</li> </ul>	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 別表第二 第9の項</li> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8条</li> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第19条第9号</li> </ul> <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 別表第二 第26の項、第56の項の2、第87の項</li> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条 第30条 第44条</li> </ul>	事後	
令和4年3月15日	II しきい値判断項目/1.対象人数/評価対象の事務の対象人数は何人か/いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年3月15日	II しきい値判断項目/2.取扱人数/特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か/いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和5年3月10日	II しきい値判断項目/1.対象人数/評価対象の事務の対象人数は何人か/いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和5年3月10日	II しきい値判断項目/2.取扱人数/特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か/いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月16日	表紙/評価書名	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 又は小児慢性特定疾病要支援者証明事業の 実施に関する事務 基礎項目評価書	事前	
令和6年1月16日	表紙/個人のプライバシー等 の権利利益の保護の宣言	福岡県は、小児慢性特定疾病医療費の支給に 関する事務における特定個人情報ファイルを取 扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱い が個人のプライバシー等の権利利益に影響を 及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の 漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減 させるために適切な措置をもって個人のプライ バシー等の権利利益の保護に取り組んでいる ことを、ここに宣言する。	福岡県は、小児慢性特定疾病医療費の支給又 は小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実 施に関する事務における特定個人情報ファイル を取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取 扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影 響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情 報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを 軽減させるために適切な措置をもって個人のプ ライバシー等の権利利益の保護に取り組んで	事前	
令和6年1月16日	I 関連情報/1. 特定個人 情報を取り扱う事務/①事務 の名称	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 又は小児慢性特定疾病要支援者証明事業の 実施に関する事務	事前	
令和6年1月16日	I 関連情報/1. 特定個人 情報を取り扱う事務/②事務 の概要	児童福祉法の規定に基づき、国の定める小児 慢性特定疾病の患者に対し、医療費の助成を 行っている。児童福祉法の規定に基づき、特定 個人情報を以下の事務で取り扱う。 1医療費の支給認定、2変更申請	児童福祉法の規定に基づき、国の定める小児 慢性特定疾病の患者に対し、医療費の助成を 行っている。児童福祉法の規定に基づき、特定 個人情報を以下の事務で取り扱う。 1医療費の支給認定、2変更申請、3小児慢性 特定疾病要支援者の証明	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月16日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)</li> </ul> <p>別表第二 第9の項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)</li> </ul> <p>第8条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)</li> </ul> <p>第19条第9号</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)</li> </ul> <p>別表第二 第26の項、第56の項の2、第87の項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)</li> </ul> <p>第19条、第30条、第44条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するた</li> </ul>	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)</li> </ul> <p>別表第二 第9の項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)</li> </ul> <p>第8条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)</li> </ul> <p>第19条第9号</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)</li> </ul> <p>別表第二 第26の項、第56の項の2、第87の項、第120の項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)</li> </ul> <p>第19条、第30条、第44条、第59条の3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するた</li> </ul>	事前	
令和6年1月16日	II しきい値判断項目／1.対象人数／評価対象の事務の対象人数は何人か／いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事前	
令和6年1月16日	II しきい値判断項目／2.取扱者数／特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か／いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事前	